

平成 31 年 2 月 8 日
銀行等保有株式取得機構

平成 31 年度銀行等保有株式取得機構債(政府保証債)に係る 受託会社候補の募集について

当機構は、平成 31 年度に銀行等保有株式取得機構債(政府保証債)の発行を 4,500 億円予定しています。つきましては、下記の要領で受託事務等委託先(以下、受託会社)候補を募集します。応募される場合は別添 1「平成 31 年度銀行等保有株式取得機構債(政府保証債)の発行について」をご確認いただき、書類をご提出ください。

記

1. 提出書類

- (1) 受託会社候補の選定に係る申請書
別添 2 の様式に必要事項をご記入ください。
- (2) 受託実績、受託部署の概要等
別添 3 の様式に必要事項をご記入ください。

2. 提出方法及び提出先

郵送によりご提出ください。

提出先: 〒104-0033 東京都中央区新川 2-28-1 新川スクエア 4F
銀行等保有株式取得機構 業務課 宛

3. 提出期限

平成 31 年 2 月 22 日(金) 16:00 必着

4. 問合せ先

銀行等保有株式取得機構 業務課 山本、飯塚
電話:03-3553-1762
電子メール:bspc@bspc.jp

以 上

平成 31 年度銀行等保有株式取得機構債(政府保証債)の発行について

1. 平成31年度発行計画

(1) 年間発行予定

年限	2 年
年間発行予定額	4,500 億円

※発行にあたっては、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第 50 条第 1 項にもとづく発行の認可が必要となります。

2. 受託会社の選定方法

(1) 受託会社候補の選定

応募者を対象に以下の基準で審査を行い、受託会社候補を選定します。

(選定結果及び入札に関する詳細の連絡は 2 月下旬を予定しております)

【基準】

- 一般債振替制度の対象債券に係る受託実績があること。
- 株式会社証券保管振替機構より発行・支払代理人として審査・承認を受けた金融機関であること。

(2) 受託会社の選定

受託会社候補を対象に受託手数料率(額面 100 円あたり)による入札を行い、受託会社を選定します。

(注)受託手数料は、募集の受託会社としての管理業務に加え、発行代理人及び支払い代理人としての発行事務及び期中事務にかかる手数料とします。なお、元利金支払手数料及び新規記録に係る手数料は、当該受託手数料に含まれませんのでご留意願います。

3. その他重要事項

(1) 受託手数料

入札により決定。

(2) 元利金支払手数料

元金償還手数料:元金 100 円につき金 0.075 銭(税抜き)

利金支払手数料:元金 100 円につき金 0.075 銭(税抜き)

※当該手数料は変更する場合があります。

(3) 新規記録手数料

株式会社証券保管振替機構の定める料率による。

以 上

銀行等保有株式取得機構 宛

受託会社候補の選定に係る申請書

平成31年度銀行等保有株式取得機構債の受託会社候補選定に応募します。
なお、受託会社候補に選定された場合には、平成31年度の受託会社選定のために銀行等保有株式取得機構が実施する入札に参加することを確約します。

平成 年 月 日

(名称)

(責任者名・印)

(連絡窓口:担当部署、担当者名、所在地、電話及びFAX番号、E-mailアドレス)

受託実績、受託部署の概要等

1. 格付取得状況

格付機関名	R&I	JCR	Moody's	S&P	Fitch
長期格付					

*但し、自己依頼によるものに限る

2. 過去の受託実績

(1) 国内の政府保証債の代表受託会社の実績

- 平成 28 年 4 月～平成 31 年 1 月末の実績

銘柄数	件
取扱額	億円

- 上記実績銘柄のうち、最大発行額

銘柄名	
発行額	億円

(2) 財投機関債(SB型)の代表受託会社の実績

- 平成 28 年 4 月～平成 31 年 1 月末の実績

銘柄数	件
取扱額	億円

- 上記実績銘柄のうち、最大発行額

銘柄名	
発行額	億円

(3) 国内公募社債(SB)の代表社債管理会社の実績

- 平成 28 年 4 月～平成 31 年 1 月末の実績

銘柄数	件
取扱額	億円

- 上記実績銘柄のうち、最大発行額

銘柄名	
発行額	億円

(4) 国内公募普通社債の財務代理人の実績

- 平成 28 年 4 月～平成 31 年 1 月末の実績

銘柄数	件
取扱額	億円

- 上記実績銘柄のうち、最大発行額

銘柄名	
発行額	億円

3. 受託業務に関する組織・体制(平成 31 年 1 月末現在)

受託業務の組織・体制

部署名	
人数	

4. 事務処理体制

株式会社証券保管振替機構の代理人登録の有無

有	無
---	---

以上